

＜ 防犯灯の設置及び維持管理について ＞

(令和4年4月 現在)

1 防犯灯設置補助金について

町内会・自治会・区等が管理する防犯灯の新設や移設、専用柱の撤去にかかる工事費の一部を市が補助する制度です。

防犯灯の新設については、実際に夜間見廻って適地を確認するなど、各地域内で十分協議のうえ、計画的に実施してください。

(1) 補助対象となる団体

防犯灯の設置及び維持管理を行う町内会、自治会、その他営利を目的としない地域の管理団体（以下、「防犯灯管理団体」という）。

(2) 補助対象となる防犯灯

ア 防犯灯は、歩道の通行路などを照らすもので、公的な使用をされているものであること。

イ 地域の事情に則し、防犯効果が高いと認められるものであること。

ウ 隣接する防犯灯の間隔は、おおむね40メートル以上であること。ただし、見通しが悪い場所などにあっては、現場の状況を勘案した間隔とすることができるものとする。

エ 自動点滅器を備えたものであること。

オ 設置後の維持管理を防犯灯管理団体が行うものであること。

(3) 補助対象とならない防犯灯

ア 駐車場を照らす駐車場灯や玄関灯など

イ 防犯灯の一部だけを取り替えるもの

例：カバー、自動点滅器、専用柱のみ、引き込み線 など

ウ 国・県・市などの補助を受けて新規に設置するもの

例：〇〇防犯対策事業、〇〇安全・安心まちづくり事業 など

エ 蛍光灯などの電球が切れて交換する場合

※ 申請手続き、補助の種類については、裏面をご覧ください。

2 維持管理（電気代など）補助金について

町内会・自治会・区等が管理する防犯灯について、市が電気代などの一部を補助する制度があります。

4月1日現在で設置されている防犯灯が、対象となります。

区分	補助の種類	交付額
維持管理 補助金	宮島支所の管内以外	1灯につき年額 900円

3 防犯灯の廃止について

補助を受けている防犯灯を廃止したときは、「廃止届」を提出してください。

4 その他

市所有分の防犯灯や道路照明が点灯していない場合は、次のところまで連絡してください。

ア 市所有分の防犯灯

⇒ 廿日市市 生活環境課 (☎ 30-9147(直通)) または 各支所地域づくりグループ

イ 幹線道路などの道路照明

⇒ 市道 ・ 廿日市市 維持管理課 (☎ 30-9174(直通))

県道 ・ 広島県 西部建設事務所 廿日市支所 (☎ 32-1141(代表))

国道 ・ 国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所 (☎ 082-281-4131(代表))

防犯灯設置補助金の手続きについて

○ 防犯灯設置補助金

1 申請書の提出

用意するもの

- ① 補助金交付申請書（申請書様式は市ホームページで取得可）
- ② 町内会等申請団体代表者の印鑑
- ③ 防犯灯位置図（申請箇所に赤印を記入したもの）
- ④ 電気設備業者の見積書（コピー可）
- ⑤ 専用柱（新設）の場合 私有地に設置・・・土地所有者の承諾書の写し
市道等に設置・・・道路占用許可書の写し

2 補助金交付決定

市担当課から決定通知書を送付します。補助金交付決定後、工事を発注してください。

3 実績報告書の提出

決定通知書の送付の際に実績報告書の用紙を同封します。工事費を支払い後、領収書の写しなどを添えて、実績報告書を提出してください。

4 支払い

実績報告書の提出後、補助金を支払います。

口座振込を希望の場合、実績報告書が提出されてから約20～30日後の振込になります。

5 補助の種類

区分	補助の種類		交付額	限度額
防犯灯設置 補助金	LED (発光ダイ オード)	新設 (電柱共架等)	防犯灯1灯につき 設置費用の2/3 (100円未満切捨て)	18,000円
		新設 (専用柱)		45,000円
		器具取替え		15,000円
	LED以外	新設 (電柱共架等)		13,000円
		新設 (専用柱)		40,000円
		器具取替え		10,000円
	移設			15,000円
撤去		防犯灯1灯につき 撤去費用の2/3 (100円未満切捨て)	45,000円	

[問い合わせ先]

廿日市市	生活環境課	市民生活係	☎ 30-9147
佐伯支所	地域づくりグループ		☎ 72-1112
吉和支所	地域づくりグループ		☎ 77-2112
大野支所	地域づくりグループ		☎ 30-2005
宮島支所	地域づくりグループ		☎ 44-2000